

議案第52号

- 一 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 一 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の次とおり制定する。

令和7年8月19日提出

一関市長 佐藤善仁

- 一 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年一関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第20条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第21条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</p>

- 第20条 任命権者は、一関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年一関市条例第32号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 一関市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立との支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第20条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 [略]</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第21条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(一 関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 一 関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年一関市条例第32号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に</p>	<p>改正後</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数 <u>を考慮して規則で定める非常勤職員</u>（地方公務員法第22条の4第1項に</p>

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき
当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその

<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。</p>	<p>他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 (一) 関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第20条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。</p> <p>(一) 関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の一関市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「77時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。</p>	

(一) 関市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 一関市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年一関市条例第197号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の____一部(2時間を超えない範囲内)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他管理者が指定する者で、負傷、疾病又は老齢により、管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの)をいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合につき勤務しないことが相当である)において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。又は組合休暇(職員が登録された職員団体の規約に定める機関で管理者が定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。))を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他管理者が指定する者で、負傷、疾病又は老齢により、管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの)をいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合につき勤務しないことが相当である)において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。又は組合休暇(職員が登録された職員団体の規約に定める機関で管理者が定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	
備考 改正部分は、下線の部分である。		

(一) 関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 一 関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年一関市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第21条 〔略〕</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の_____の一部（2時間を超えない範囲内）を勤務しないことという。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は組合休暇（職員が登録された職員団体の規約に定める機関で管理者が定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第21条 〔略〕</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことという。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は組合休暇（職員が登録された職員団体の規約に定める機関で管理者が定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。

議案第53号

- 一 関市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 一 関市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年8月19日提出

一関市長 佐藤善仁

- 一 関市公園条例の一部を改正する条例
- 一 関市公園条例（平成17年一関市条例第181号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係） 公園等の設置一覧		別表第1（第3条関係） 公園等の設置一覧	
公園等の名称	位置	公園等の名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
摺沢児童遊園	一関市大東町摺沢字観音堂82番地2	摺沢児童遊園	一関市大東町摺沢字観音堂82番地7
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

- 一 関市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 一 関市下水道条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年8月19日提出

一関市長 佐藤善仁

- 一 関市下水道条例等の一部を改正する条例
(一関市下水道条例の一部改正)

第1条 一関市下水道条例（平成17年一関市条例第188号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水設備指定工事店の指定) 第6条 [略] 2～4 [略]</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定) 第6条 [略] 2～4 [略] 5 <u>災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）の指定を受けた者に</u> <u>工事を行わせる必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、他の市町村長の指定を受けた者に排水設備の新設等の工事を行わせることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。 (一関市浄化槽の管理等に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第2条 一関市浄化槽の管理等に関する条例（平成17年一関市条例第191号）の一部を次のように改正する。</p>	<p style="text-align: right;">改正後</p>

<p>(管理の区分) 第4条 [略] 2 [略]</p>	<p>(管理の区分) 第4条 [略] 2 [略] 3 <u>災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の市町村長の指定を受けた者に排水設備の増設等の工事を行わせることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。 (一)関市汚水処理施設条例の一部改正</p>	<p>改正後</p>
<p>第3条 一関市汚水処理施設条例（平成17年一関市条例第192号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(排水設備工事の施工) 第5条 [略]</p>	<p>改正前</p> <p>(排水設備工事の施工) 第5条 [略] 2 <u>災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の市町村長の指定を受けた者に排水設備工事を行わせることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。 (一)関市農業集落排水施設条例の一部改正</p>	<p>改正前</p>
<p>第4条 一関市農業集落排水施設条例（平成17年一関市条例第193号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>改正後</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。